

第三次国立市子ども総合計画重点取組みの実施評価

重点的取組み名	所管課	総合評価
子ども虐待対策の充実	子育て支援課	B

	取り組み内容	評価
1.	子ども家庭支援センター相談体制の充実	B
2.	「国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の効果的運営	B
3.	小中学校及び保育園・幼稚園との連絡会の実施	C

令和 6 年度までの実績または取組の現状

虐待対応件数は増加傾向(令和元年度 172 件、令和 5 年度 354 件)にあり、また相談対応のみならず、関係機関への研修や講演会の開催、他機関との連携調整、周知啓発活動等、子ども家庭支援センターに求められる役割が増しているなか、相談体制が十分とは言えない状況にある。(令和 5 年度は、DV・子どもの虐待防止講演会、ヤングケアラー講演会のほか、MCG、心が軽くなる子どもの居場所事業、四者協(児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター)主催講演会、CARE等を実施)

子ども家庭センターの相談職員の資質向上のためのスーパーバイズや研修受講とともに、関係機関との連携構築や児童虐待の早期発見・早期対応のための研修を実施した。(令和 5 年度は、子ども家庭支援ネットワーク連絡会関係機関、新規採用教員、認可保育所保育士・幼稚園教諭、児童館・学童保育所職員向けに研修を実施)

公立小中学校と認可保育所等との連絡会を毎年度実施したが、幼稚園等については全園定期的な実施に至っていない。

課題及び改善点

虐待対応件数は増加傾向にあり、また相談対応のみならず、関係機関への研修や講演会の開催、他機関との連携調整、周知啓発活動等、子ども家庭支援センターに求められる役割が増しているなか、相談体制が十分とは言えない状況にある。児童福祉法改正による子ども家庭センターの設置を検討していることもあわせ、組織体制の構築が課題である。

子ども家庭センターの相談職員の資質向上のためのスーパーバイズや研修受講とともに、関係機関との連携構築や児童虐待の早期発見・早期対応のための研修を継続・充実していく必要がある。

公立小中学校と認可保育所等との連絡会については毎年継続実施しており、今後も幼稚園等も含め定期的な連絡会の実施を図っていく必要がある。

今後の方向性

継続実施

理由

虐待対応件数は増加傾向にあり、また相談対応のみならず、関係機関への研修や講演会の開催、他機関との連携調整、周知啓発活動等、子ども家庭支援センターに求められる役割が増しているなか、相談体制が十分とは言えない状況にある。児童福祉法改正による子ども家庭センターの設置を検討していることもあわせ、組織体制の構築に取り組んでいく。

子ども家庭センターの相談職員の資質向上のためのスーパーバイズや研修受講とともに、関係機関との連携構築や児童虐待の早期発見・早期対応のための研修を継続・充実していく。

公立小中学校と認可保育所等との連絡会については毎年継続実施しており、今後も幼稚園等も含め定期的な連絡会の実施を図っていく。